

千葉市公告第392号

千葉市農業振興地域整備計画の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により千葉市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、経済農政局農政部農地活用推進課において縦覧に供します。

令和7年5月20日

千葉市長 神谷俊一

地域指定年月日	昭和46年8月10日
整備計画策定年月日	昭和49年7月31日
計画変更年月日	平成7年5月24日 平成14年8月5日 令和2年11月26日
市町村コード	12100

千葉市農業振興地域整備計画書

令和2年11月

千葉県千葉市

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、千葉県のほぼ中央部に位置し、首都東京から約40km、新東京国際空港から約30km、東京湾アクアラインの接岸地である木更津市から約30kmに位置し、東西25.6km・南北24.5km、面積27,177ha(千葉市統計書平成29年度版)で長方形に近い形状をし、首都圏において広い面積を有しています。そのうち、市街化区域12,882ha、市街化調整区域14,327haで農業振興地域は市街化区域と市街化調整区域のゴルフ場等を除く13,640haで現況農用地4,404ha、農業用施設用地24ha、山林4,053ha、その他5,159haです。

大正10年に市制を施行し、千葉県の政治、経済、教育、文化等の中心として発展を続け、平成4年4月1日に全国で12番目の政令指定都市となっています。

現在の人口は、971,882人(平成27年国勢調査)となり首都圏有数の大都市に成長しましたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2020年の約982,200人をピークに、全国と同様に人口減少に転じることが予測されています。

自然的条件としては、西南部が19kmの海岸線に臨んで市街地を形成し、その後方には標高103mの土気の台地を最高点に、平均標高21mの平坦な台地と花見川、都川、村田川、鹿島川等によって形成された沖積低地と干潟が隆起して出来た地形上にあります。その土壌は、台地面に赤褐色の関東ローム層が多く、その下層に成田層と呼ばれる厚い海成層をなしています。基本的には、多くの農作物に適する砂質土壌で水稻をはじめ、露地野菜等の栽培が盛んに営まれています。平成28年度における年間平均気温は15.7℃とおおむね温暖で、年間総降水量は1,604.5mm、日照時間は1,856.7時間(42%)(千葉市統計書平成29年度版)で、日照にも恵まれ、降雪・降雨によって稲作等に影響するほどの冷害や水害もあまりありません。

交通・運輸条件としては、鉄道交通ではJR総武本線、内房線、外房線、成田線、京葉線及び京成千葉線・千原線の起終点となっています。また、道路交通は自動車専用道の東関東自動車道、京葉道路、千葉東金道路、国道14号・16号・51号・126号・357号、主要地方道は本市を起点とする千葉大網線、千葉茂原線等により交通網の骨格を形成しています。

このように交通・運輸条件に恵まれていることから、臨海部においては工場集積が進み、また首都東京のベッドタウンとして、住宅・都市整備公団(現・独)都市再生機構)や民間の宅地開発により、大規模住宅団地が造成され、人口が増加してきました。

さらに、産業都市発展の社会的経済的条件のすべてを備えていることから、第3次産業就業者の比率が極めて高いと言えます。平成27年時点の産業別就業人口を見ると、総数430,638人で産業別の構成比は、第1次産業0.7%、第2次産業17.7%、第3次産業75.5%であり、今後とも千葉都心、幕張新都心における業務核都市としての地区形成により、首都圏の大都市として比較的高い就従比を維持しています。就業者は今後も増加するものと予測されています。特に、第3次産業就業者については、高度情報化、国際化の進展による多様なサービス業を中心に増加するものと考えられます。

農業労働力条件については、平成27年における農家人口は3,709人、農家戸数は2,013戸です。平成17年から平成27年までに農家人口3,933人、農家戸数897戸が減少しています。

また、本市の総人口、総世帯数に占める割合は、農家人口0.4%、農家戸数0.5%と、1%未満であり、農業従事者の高齢化とともに、都市化によって、今後とも農家人口、農家戸数は減少するものと考えられます。

本市農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の増加など大変厳しい状

況にあることから、市民の食を守り、持続可能な都市農業を目指すため、農林業の振興を図ります。

そのため、地域全体の土地利用の方向性としては、地域農業の担い手、地域生産組織、千葉みらい農業協同組合などの農業関係機関等との連携を図り、農地関係法令に基づく適正な管理や、農業生産基盤の整備、農地の集積と作付拡大による農地利用の向上とともに、耕作放棄地の解消に向けた対策により優良農地の確保と有効利用を推進します。

また、都市農業として農業経営の合理化と農業生産技術の近代化・高度化を推進し、合理的な土地利用計画を基に農用地の集団化を推進し、都市近郊の利点を生かして、消費者ニーズに対応した高生産性農業を推進します。

さらに、非農業的土地需要に対しては、総合的に調和のとれた農業振興と計画的な土地利用調整を図りつつ、適切かつ効率的な土地利用を推進します。

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地・工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成 29 年)	4,404	32.3	24	0.2	4,053	29.7	-	-	5,159	37.8	13,640	100.0
目標	4,404	32.3	24	0.2	4,053	29.7	-	-	5,159	37.8	13,640	100.0
増減	0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-

資料:平成29年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況(平成 29 年 12 月 31 日時点)

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

現況農用地 4,404ha のうち、おおむね次に掲げる農用地以外の農用地 2,065ha について農用地区域を設定する方針です。(※令和 7 年 5 月 20 日付け変更後の農用地 2,051ha)

- a 集落区域内に介在する農用地
- b 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
- c 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺の農用地
- d 道路沿線市街地として開発が進みつつある農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地等に介在又は隣接するものであって、当該農用地等と一体的に保全する必要がある 10ha 以上について、農用地区域を設定する方針です。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地は、食料の安定的な供給を行うための基礎的な土地資源です。その上、「やすらぎ」と「うるおい」の空間や防災の空間等本地域の環境保全的機能に大きな役割を果たしています。そのため、地域住民だけでなく、本市、市民全体に対して必要不可欠な機能となっています。

本市農業振興地域は、都市と調和した農業の維持・発展を図るため、現況農用地 4,404ha のうち、2,087ha について農用地区域を設定します。(※令和 7 年 5 月 20 日付け変更後の農用地 2,075ha)

地域的には、東部、南部、北西部の水田地帯を中心に水稲が作付され、西部、東南部の畑作地帯を中心にニンジン、サトイモ、ホウレン草、コマツナ、ネギ、キャベツ等の露地野菜、トマト、キュウリ、イチゴ、サラダ菜等の施設野菜、ブドウ、ナシ、クリ等の果樹、洋ラン、シクラメン、花壇苗、切り花等の花きが生産され、市民に新鮮な農産物を供給しています。

水田は、本市農業の基幹をなす稲作の生産基盤であるとともに、都市農業の持続的発展、農業・農村が持つ多面的機能発揮に必要不可欠な土地です。しかし、生産性の高い土地利用型農業の振興を図るための土地改良事業による基盤整備が終了しているものの、かんがい施設や排水施設などが老朽化していることから、今後さらに当該施設の保全と維持管理に努めます。

また、畑地は、本市農業は畑作中心ですが大部分の生産基盤が未整備であるため、地域の特性に応じた営農計画に沿って、北総中央用水の活用をはじめ、かんがい用水の整備などの基盤整備を推進するとともに、都市農業として大消費地に隣接した特性を活かし、消費者ニーズにあった農業生産を推進します。

農業従事者の高齢化などによる耕作放棄地の増加が進む中、農地を有効活用し、意欲ある担い手の確保・育成を図るため、関係機関・団体等と連携し、農地の利用集積を行う利用権設定事業、農地の面的集約を行う農地中間管理事業等により、農地の集積・集約を促進します。

近年、都市化が進む中で、農村や森林は自然環境の保全、レクリエーションなどの多面的機能を有しており、「やすらぎ」や「うるおい」をもたらす存在となっています。このため、都市住民との交流の場として地域資源の積極的な活用を図るとともに、農村の魅力の発信や、市民農園・体験農園・観光農園などにおけるふれあいを通じ、都市と農村の交流を促進します。